

## 〈参考資料〉

### 掛金・給付金の税法上のお取扱い

#### ◆掛金の経理上の処理

〈例〉従業員10人に1人当たり年12,000円を支払った場合(10人×12,000円=120,000円)

摘要	借方	貸方
特定退職金共済制度掛金 銀行預金(商工会議所支払)	120,000円	120,000円

#### ◆給付金の税法上のお取扱い

**退職一時金** 退職所得となります。ただし、解約された場合の給付金は、一時所得となります。  
(所得税法第31条、同法施行令第72条・第76条・第183条)

〈参考〉退職所得の課税対象額と退職所得控除額  
課税対象額=(退職一時金額 - 退職所得控除額)× $\frac{1}{2}$

※退職所得控除額とは…

- ①勤務2年以下の場合 80万円
- ②勤務2年超20年以下の場合 40万円×勤続年数
- ③勤務20年超の場合 80万円+70万円×(勤続年数-20年)

**遺族一時金** 死亡退職金とみなされ相続税の対象となりますが、法定相続人数×500万円までの範囲内は非課税です。(相続税法第3条・第12条、同法施行令第1条の3)

**退職年金** 雑所得となりますが、公的年金等として公的年金等控除の適用が受けられます。  
(所得税法第35条、同法施行令第82条の2)

※記載の税務取扱は、2025年11月現在の税制に基づくものです。今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を  
保証するものではありません。

※この制度は、商工会議所が下記委託保険会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づき運営しています。

#### 制度委託保険会社および委託割合

大同生命保険株式会社(事務幹事会社)(74.4%) アクサ生命保険株式会社(18.3%)  
大樹生命保険株式会社(7.3%)

※上記の委託保険会社に委託割合に応じた資産の運用を委託しております。なお、委託保険会社および委託割合は将来変更することがあります。  
(上記の委託保険会社および委託割合は2025年11月現在のものです。)

#### 掛金口座振替取扱金融機関 (金融機関コード順)

三菱UFJ銀行・静岡銀行・スルガ銀行・清水銀行・静岡中央銀行・沼津信用金庫・三島信用金庫

※記載の金融機関名は、2025年11月現在のものです。

#### 事務委託会社

日本システム収納株式会社

※このパンフレットは、2025年11月時点の制度内容に基づき記載されており、将来、制度内容は変更することがあります。

この制度についてのお問合せは

# 沼津商工会議所

〒410-0046 沼津市米山町6-5 TEL (055) 921-1000

#### 【個人情報に関するお知らせ】

沼津商工会議所(以下「本会議所」という。)は、当制度の運営において取得する個人情報(被保険者の氏名、性別、生年月日等および事業主の氏名、住所、口座情報等)を当制度の事務手続き、各種サービスの案内・提供のために利用します。また、委託保険会社および事務委託会社へ提供します。

委託保険会社は、受領した個人情報を各種保険契約の引受け、継続・維持管理、一時金・年金等の支払、その他保険に関連・付随する業務のために必要な範囲で利用し、本会議所および他の委託保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

事務委託会社は、受領した個人情報を口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務のために必要な範囲で利用します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、本会議所、委託保険会社および事務委託会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

委託保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の委託保険会社に提供されます。

地元商工業繁栄のための

# 特定退職金共済制度

## ご加入のおすすめ

福利厚生は、まず  
「退職金制度」  
の確立から



## 求人对策・従業員の 意欲向上のため 《新企業年金保険》



### ご存知でしょうか

「賃金の支払の確保等に関する法律」にもとづき、労働契約・就業規則等で労働者に退職金を支払うことを明らかにしている事業主は、退職金支払のための保全措置を講ずるよう努めなければならないこととされておりますが、この特定退職金共済制度に加入した事業主については、その義務づけが免除されます。



# 沼津商工会議所

## 制度の特色

この制度は所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済制度」として国の承認を得ています。

- 1 将来必要な多額の退職金を計画的に準備できます。また、退職金制度が明確化されますので求人对策・従業員の意欲の向上、定着化に役立ちます。
- 2 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで損金または必要経費に算入でき、従業員の給与所得にもなりません。(法人税法施行令第135条、所得税法施行令第64条)
- 3 中小企業退職金共済制度との重複加入も認められます。ただし他の特定退職金共済制度との重複加入はできません。
- 4 一時金と年金が退職者の選択制になっています。
- 5 この制度に加入する前に、すでに事業所に勤務している従業員については、新規加入事業所のみその勤務期間を制度加入後の期間と通算して加入することができます。(過去勤務期間通算の取扱い)
- 6 公共工事入札(建設業関係)に係る経営事項審査の加点対象となります。

## 制度の内容

### 契約できる事業主 — 共済契約者 —

沼津商工会議所の地区内にある事業所であれば、だれでも従業員を加入させることができます。

### 加入するときは — 任意包括加入 —

この制度に加入するかしないかは事業主の任意ですが、加入する場合には、全従業員を加入させるようにしなければなりません。(ただし14歳7ヵ月から65歳6ヵ月までの方) 満70歳まで継続できます。

また、従業員ご本人の「加入同意」が必要となります。

加入・増口手続きにあたっては従業員の「加入同意」が必要となります。

所定の申込用紙へ従業員の方の同意印を押印いただきます。

なお、個人事業主もしくは個人事業主と生計を一にする親族、法人企業の役員(使用人兼務役員は除く)はこの制度に加入できません。

**次のような人は加入させなくてもさしつかえありません。**

1. 期間を定めて雇われている者
2. 季節的な仕事のために雇われている者
3. 試用期間中の者
4. 非常勤の者
5. パートタイマーのように、労働時間の特に短い者
6. 休職中の者

※次の事項に該当する場合、共済契約者と締結した契約の全部または一部を解除することがあります。

- 共済契約者(加入事業所)が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき
- 被共済者(加入事業所の従業員)が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき
- その他、特定退職金共済制度規約に定める解除事由に該当したとき

### 基本掛金

基本掛金は月額1口1,000円で、従業員1人について最高30口まで加入できます。

- 掛金は全額事業主負担です。
- 掛金として払込まれた金額は、事業主に返還しません。
- お申し出により、30口を限度として加入口数を増加させることができます。

※掛金には1口あたり40円の制度運営事務費が含まれています。  
制度運営事務費を除いた残額(1口あたり960円)を保険料として運用します。

## 給付金額について

### 給付金(重複しては支払われません。)

この制度の給付金はつぎのとおりです。(給付額表をごらんください。)

- 退職一時金……被共済者(加入従業員)が退職されたとき。
- 遺族一時金……被共済者(加入従業員)が死亡されたとき。  
(1口について10,000円を退職一時金に加算)
- 退職年金……加入期間5年以上の退職者が希望するとき。(10年間支払われます。)  
なお、年金の受給中に死亡されたときには、その遺族に対して残余期間分の年金に代え、未支払年金の年金現価相当額を一時金でお支払いします。

※基本退職一時金額や年金月額については、別紙「沼津商工会議所の特定退職金共済制度 給付額表」を必ずごらんください。

### 受取人

受取人は被共済者(加入従業員)です。(事業主にはお支払いできません。給付金は受取人名義の口座へ直接お支払いします。)

給付金、解約手当金、掛金として払込まれた金額(運用益を含む)は、懲戒解雇・行方不明等いかなる理由によっても事業主にはお支払い(返還)しません。[所得税法施行令第73条①四]

なお、本人が死亡した場合は労働基準法施行規則第42条から第45条に定める遺族補償の範囲および順位によります。

### 解約手当金

途中で共済契約を解除された場合でも、解約手当金はその被共済者(加入従業員)にお支払いします。なお、解約の場合は、被共済者(加入従業員)全員の同意が必要です。

## 制度のお取扱い

### 加入手続

#### 加入手続と掛金の払込方法

毎月20日までに商工会議所にお申込みください。掛金は初回(第1回目)分から取扱金融機関の口座より毎月22日に自動的に振替えられます。  
(2ヵ月連続して口座振替ができなかった場合、脱退としてお取扱いします。)

#### 効力発生日

- 毎月20日までに申込みの場合……翌々月1日
- 毎月21日以降月末までに申込みの場合……翌々々月1日

#### 給付金の請求

制度の給付を受けようとするときは沼津商工会議所に備えつけの書類によって請求してください。なお退職金の受取金額が300万円以上の場合は受取人の印鑑証明書の添付が必要になります。

#### 被共済者証の発行

被共済者(加入従業員)に対しては「特定退職金共済制度被共済者証」を発行します。

